

# 国立国語研究所研究資料室における個人情報の取り扱いについて

著者	関川 雅彦, 高田 智和
雑誌名	国立国語研究所論集
号	17
ページ	67-74
発行年	2019-07
URL	<a href="http://doi.org/10.15084/00002224">http://doi.org/10.15084/00002224</a>

## 国立国語研究所研究資料室における個人情報の取り扱いについて

関川雅彦<sup>a</sup> 高田智和<sup>b</sup>

<sup>a</sup> 国立国語研究所 研究情報発信センター 非常勤研究員

<sup>b</sup> 国立国語研究所 研究系 言語変化研究領域

### 要旨

学術情報・データのオープン化、共有化の流れを踏まえ、国立国語研究所は研究資料室に収集されている調査票や録音テープ等の原資料の外部公開へ向けて、検索手段や利用に関する規則等の整備を行った。その過程で収集する資料群の中に個人情報を含む研究資料が全体の3割程度存在することが判明した。これらの個人情報の保護と研究資料の利用をどのように両立させるかが研究資料室収蔵資料公開の大きな鍵となった。

本稿では、『公文書等の管理に関する法律』や『独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律』等の関係する法規を検討しつつ、研究資料を利用・公開するための規程整備について述べる。

**キーワード**：研究資料，個人情報，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律，公文書等の管理に関する法律，オープンデータ

### 1. はじめに

国立国語研究所（以下、国語研という）は、近年高まりつつある学術情報・データのオープン化の流れを踏まえ、研究成果やその基になる原資料をできる限り外部に公開し、日本語研究・教育活動に寄与する方針を採用した。その一環として、研究資料室が収蔵する、調査等の実施過程で収集・作成された調査票や録音テープ等の原資料の公開に向けた利用に関する整備を行ったことはすでに『国立国語研究所論集 14』において報告した（関川・山口 2018）。

この整備作業の過程で、研究資料室が収蔵する紙媒体の資料群（保存箱約 4,300 箱）のうちなんらかの個人情報（氏名、年齢、居住地、学歴、家族構成等）が含まれているものが約3割あることが判明した。これは調査協力者へのインタビューなどによって作成された調査票（個票）に個人情報が含まれていたり、調査を検討・分析する過程での共同研究者の個人情報が含まれていることがあるためである。

そのため、研究資料室収蔵資料の公開にあたっては、研究資料の利用と個人情報の保護をどのように両立させるかが大きな課題となった。個人情報が含まれる研究資料を一切利用させないことにすると、研究資料室収蔵資料の公開の意義が半減してしまう恐れがあったからである。

本稿では、2018年4月21、22日に開催された日本アーカイブズ学会 2018年度大会においてポスター発表した内容（高田・関川 2018）をもとに、研究資料室収蔵資料の個人情報の取り扱いについてどのように考え、公開・利用のための方針・関連規程をどのように整備したかについて述べる。

## 2. 研究資料室収蔵資料の位置づけ

研究資料室収蔵資料を外部に公開し利活用に供する際に関係する法律としては、『公文書等の管理に関する法律』（以下、公文書管理法という）、『独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律』（以下、独立行政法人個人情報保護法という）等が想定された。

公文書管理法では「公文書等」について第2条第8項で「行政文書」、「法人文書」、「特定歴史公文書等」の3つと定義し、「法人文書」は第2条第5項で「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有している」文書としている。さらに「独立行政法人等」とは第2条第2項において「「独立行政法人等」とは独立行政法人通則法に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人」とされている。国語研は大学共同利用機関法人人間文化研究機構を構成する研究所であり、公文書管理法でいう「独立行政法人等」に該当し、国語研の職員（役員を含む）が職務上作成し又は取得し、組織的に用いるものとして保有し、組織的に利用する文書は、法人文書に該当することになる。

一方、同法の「独立行政法人等」である国立大学の研究者が研究目的のために作成した資料は組織的に利用するものではなく法人文書には該当しないという理解が一般的であり、研究資料室収蔵の研究成果や原資料も法人文書に該当しないと考えられるが、判断の分かれる部分は残ると思われる。

なお、公文書管理法の第2条第5項第3号では「政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」は法人文書から除外されると規定されており、国語研では、研究図書室はこれに該当するための指定を受けているが、現時点では研究資料室は指定を受けていない。従って、この規程による法人文書の除外規程は適用できないと考えられる。

## 3. 研究資料室の性格

公文書管理法では第2条第3項において、「国立公文書館等」を「独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館」と「行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの」と規定している。国立公文書館等は「特定歴史公文書等」を廃棄する場合を除いて永久に保存しなければならないが、また利用請求があった場合は原則として利用させなければならないことになっている。

しかし、研究資料室はこの「国立公文書館等」には該当せず、また『公文書館法』の第4条で規定する「公文書館」にも該当しない。このため、研究資料室収蔵資料を公開し利活用に供するためには、研究資料室が国立公文書館等や公文書館の性格とは異なっている点に留意しつつ、関係する法律を考慮しながら、独自の視点から方針・関連規程を整備していく必要があった。

## 4. 資料の利活用に関する法律

公文書管理法は目的として「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等

を図り、(中略)国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」ことを挙げており、『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律』(以下、独立行政法人情報公開法という)も「独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的としている。

今回の国語研の方針は研究成果やその基になる原資料を自ら外部に公開して利活用してもらうというものであり、公文書管理法や独立行政法人情報公開法は保有する歴史公文書等の保存や利活用、情報の公開を促していることから、研究資料室収蔵の原資料が法人文書に該当するか否かはこの方針には直接影響を及ぼさないと考えられる。

## 5. 個人情報の保護

独立行政法人個人情報保護法は「個人の権利利益を保護することを目的」とし、「個人情報」については第2条第2項で「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定している。さらに第2条第3項で「保有個人情報」は、「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有している法人文書」としている。保有個人情報については、第9条で「独立行政法人等は(中略)利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と制限している。すでに述べたように研究資料室所蔵資料には何らかの個人情報が含まれているものが約3割あり、独立行政法人個人情報保護法の趣旨に背馳せずどのような利活用するための方針を整備できるかがポイントとなった。

第9条で保有個人情報の利用と提供に制限を規定しているが、同条第2項において保有個人情報の利用と提供を可能とする条件が4つ挙げられている。それは、(1)本人の同意があるとき又は本人に提供するとき、(2)独立行政法人等の業務の遂行に必要な限度で内部で利用する場合であって利用することについて相当な理由があるとき、(3)行政機関や他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に対して、提供を受ける者が事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ利用することについて相当な理由があるとき、(4)専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他提供することについて特別の理由のあるとき、である。

このうち、研究資料室収蔵資料の性格から(2)の内部の利用と(4)の学術研究の目的に着目し、利活用のための条件整備を行った。その際、専門性の高い研究資料の利用については歴史資料等保有施設である大阪大学アーカイブズ大学史資料部門における事例(廣川・菅 2013)、個人情報を含む資料の取り扱いについては広島市公文書館の『歴史資料等の利用制限に関する取扱要領』が参考になった。

## 6. 研究資料室収蔵資料に関連する諸規程

研究資料室収蔵資料に関連する国語研の諸規程として、「国立国語研究所研究情報発信センター研究資料室運用指針」（以下、運用指針という）、「研究資料室資料の利用に関する申合せ」（以下、申合せという）、「国立国語研究所における研究資料等移管取扱いについて」（以下、移管取扱いという）があったが、移管取扱いは資料の利用・提供には直接関係しないものである。今回の資料の公開にあたって、新たに「研究資料室資料の個人情報等に関する取扱要領」（以下、個人情報取扱要領という）を制定するとともに、それに合わせて運用指針、申合せについても改定を行った。

具体的には、運用指針では研究資料室の資料は原則として公開し、個人情報その他で支障がある場合は利用制限できるとしていたが、個人情報取扱要領において個人情報について詳細に定義し個人の権利利益を害する恐れがあるものと合わせて利用制限の対象とした。その上で、個人情報取扱要領では、本人への情報提供と国語研の職員による職務上の利用及び学術研究の利用に限り、個人情報の利用を承認することができると規定した。さらに学術研究の利用は、大学、大学院、国公立研究所及びこれに類する研究団体に所属する研究者（大学院博士課程を含む）に対して認められるとした。

これによって、個人情報を含む研究資料室収蔵資料は（1）学術研究を目的とし、（2）大学等に所属する、（3）研究者（大学院博士課程を含む）に対して公開することになった。

なお、参考までに個人情報取扱要領の全文を末尾に掲げる。

## 7. 利用の手続き

学術研究を目的として個人情報を含む資料を利用する場合には、事前に「研究資料室資料学術研究利用申請書」（以下、申請書という）（図1）を提出して承認を受けることになっている。

申請書を提出するにあたっては、個人情報取扱要領を遵守することの他に、（1）申請した利用目的以外に使用しないこと、（2）個人情報を申請者以外に提供及び公表しないこと、（3）撮影・複写物の第三者への配付等を行わないこと、（4）利用した資料の掲載、放映、展示等の二次利用の際には別途許可を得ること、（5）利用によって基本的人権や著作権に関する問題が生じた場合は申請者が責任を負うこと、の条件を承認した上で申請することとしている。

その上で、申請書には、（1）どの資料を、（2）どのような目的で、（3）成果の公表予定の有無、（4）利用希望期間、を具体的に記載し、利用の仕方について選択することになっている。また、成果公表予定がある場合には論文題名と掲載予定誌も記載することになっている。

## 8. おわりに

今回の個人情報の取り扱いについての規程整備を行う過程で、収蔵資料の性格を考慮すると研究資料室については歴史資料等保有施設として指定を受け、より適切な資料の利活用の利便性を図るという課題が残った。とはいえ、これまで研究所外には公開されてこなかった研究資料室収蔵の貴重な原資料を利用できる環境が整ったことで、国内外の多くの研究者が利用し日本語の研究・教育の向上に役立つことを期待している。

## 研究資料室資料学術研究利用申請書

平成 年 月 日

研究情報発信センター長 殿

申請者	住所 〒	
	連絡先 電話 ( ) -	E-mail :
	氏名	
	所属機関・職名	連絡先 電話 ( ) - E-mail :
<input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他		

下記の承認条件を了承の上、次のとおり  閲覧  撮影  複写 を申請します。

資料の名称	
目的	
成果の公表 予定の有無	有 (平成 年 月 予定) ・ 無 ----- 論文執筆の場合の題名と掲載予定誌
利用希望 年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(承認条件)

- 1 「研究資料室資料の個人情報等に関する取扱要領」を遵守すること。
- 2 申請書に記載した利用目的外には使用しないこと。
- 3 利用した資料に記載された個人情報を申請者以外に提供及び公表しないこと。
- 4 撮影・複写物の第三者への配付等を行わないこと。利用した資料を掲載、放映、展示等の二次利用を行う場合は、別途許可を受けること。
- 5 資料の利用によって基本的人権や著作権に関する問題が生じた場合は、申請者がすべてその責任を負うこと。

図1 研究資料室資料学術研究利用申請書

## 参考文献

- 廣川和花・菅真城（2013）「大阪大学アーカイブズにおける「大阪皮膚病研究会関係文書」の公開にあたって」  
 廣川和花（編著）『大阪大学アーカイブズ所蔵大阪皮膚病研究会関係文書目録』18-32.
- 広島市公文書館『歴史資料等の利用制限に関する取扱要領』<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1111463657188/simple/riyouseigenn.pdf>（2018年12月7日確認）
- 関川雅彦・山口亮（2018）「研究資料室中央資料庫所蔵資料の公開に向けての取り組みと課題」『国立国語研究所論集』14: 231-239.
- 高田智和・関川雅彦（2018）「言語資料に含まれる個人情報の取り扱いに関する研究—国立国語研究所研究資料室の事例を中心に—」『日本アーカイブズ学会 2018 年度大会自由論題研究発表会資料・ポスター研究発表要旨・企画研究会シンポジウム資料』37.

## 資料

### 研究資料室資料の個人情報等に関する取扱要領

平成29年7月12日

所 長 裁 定

#### (趣旨)

第1 国立国語研究所（以下「研究所」という。）研究資料室資料の個人情報に関する取扱いに関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び人間文化研究機構保有個人情報保護規程（人間文化研究機構規程第97号）に定めるもののほか、国立国語研究所研究情報発信センター研究資料室運用指針（平成29年7月12日所長裁定）4の規定に基づき、この要領の定めるところによる。

#### (利用の制限)

第2 研究資料室資料のうち、次に掲げるものは利用を制限することができる。

(1) 個人情報（個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ①法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ②人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ③当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定す

る独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- ① 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ② 研究所に対して、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(個人情報漏えい防止のための措置)

第3 研究資料室は、資料に個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中央資料庫等の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) 当該資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置
- (3) 研究資料室の職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他必要な措置

(本人情報の取扱い)

第4 第2の(1)の規定にかかわらず、当該規定により識別される特定の個人(以下、「本人」という。)から、当該情報が記録されている資料について利用の申請があった場合において、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該資料について当該規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。

2 本人が死亡している場合において本人の親族から当該情報が記録されている資料の利用の申請がなされ、本人との続柄を示す書類の提示又は提出があったときは、前項と同様の取扱いを行うものとする。



(学術研究の利用)

第5 研究情報発信センター長（以下、「センター長」という。）は、第2により利用を制限する資料であっても、次に掲げる場合に限り、利用を承認することができる。

(1) 研究所の職員（名誉教授及び名誉所員を含む）が、その職務のために必要な資料を利用する場合にあって、その利用が職務執行上必要かつ不可欠である場合

(2) 大学、大学院、国公立研究所及びこれに類する研究団体に属する研究者（学生を除く）が、学術研究のために必要な資料を利用する場合にあって、その利用が当該研究に必要と認められる場合

2 前項の(2)においては、当該研究者はあらかじめ資料学術研究利用申請書（別紙1）をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成29年7月12日から実施する。

## The Policy of Personal Information Protection at the Center for Research Resources in the National Institute for Japanese Language and Linguistics

SEKIKAWA Masahiko<sup>a</sup>

TAKADA Tomokazu<sup>b</sup>

<sup>a</sup>Adjunct Researcher, Center for Research Resources, NINJAL

<sup>b</sup>Language Change Division, Research Department, NINJAL

### Abstract

The National Institute for Japanese Language and Linguistics (NINJAL) has improved and established rules to open research materials to the public, following the direction of open access of scholarly information and data. In the process, it turned out that research materials comprised personal information at the rate of 30 percent. The key to the case is how to achieve a good balance between personal information protection and utilization of research materials.

This paper describes the preparation of regulations for utilization of research materials, referring to “Public Records and Archives Management Act” and “Act on the Protection of Personal Information Held by Incorporated Administrative Agencies, etc.”

**Key words:** research material, personal information, Act on the Protection of Personal Information Held by Incorporated Administrative Agencies, etc., Public Records and Archives Management Act, open data